

ショートステイ 料金表 (超強化型)

★1日あたりの料金

室料差額なし(介護保険基本料金 + 加算 + 居住費 + 食費)

	1割負担 (4段階)	1割負担 (3段階②)	1割負担 (3段階①)	1割負担 (2段階)	1割負担 (生活保護)	2割負担	3割負担
要介護1	5,083円	4,117円	3,817円	2,927円	/	6,585円	8,088円
要介護2	5,165円	4,199円	3,899円	3,009円	/	6,750円	8,336円
要介護3	5,234円	4,268円	3,968円	3,078円	/	6,888円	8,542円
要介護4	5,296円	4,330円	4,030円	3,140円	/	7,012円	8,729円
要介護5	5,359円	4,393円	4,093円	3,203円	/	7,138円	8,918円

差額室料あり(介護保険基本料金 + 加算 + 居住費 + 食費 + 室料差額)

	1割負担 (4段階)	1割負担 (3段階②)	1割負担 (3段階①)	1割負担 (2段階)	1割負担 (生活保護)	2割負担	3割負担
要介護1	9,483円	8,517円	8,217円	7,327円	/	10,985円	12,488円
要介護2	9,565円	8,599円	8,299円	7,409円	/	11,150円	12,736円
要介護3	9,634円	8,668円	8,368円	7,478円	/	11,288円	12,942円
要介護4	9,696円	8,730円	8,430円	7,540円	/	11,412円	13,129円
要介護5	9,759円	8,793円	8,493円	7,603円	/	11,538円	13,318円

※上記料金は基本単位・加算・居住費・食費を含んだ料金です。処遇改善加算は含まれていません

※加算については、利用者様により算定する項目が異なる為、多少の料金の変動があります。

上記の加算は皆様該当するもののみを含めています。

※その他、健康管理費、理美容費、文書料、複写物等は実費となります。

※詳細は別紙をご覧ください。

※室料差額(1日あたり)

費 目	金 額
ユニット型個室(テレビ・冷蔵庫配置)	4,400円(税込)

※居住費・食費(1日あたり)

費 目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費(ユニット型個室)	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,570円

食事代1570円(朝食440円、昼食560円、夕食500円、おやつ70円)は1食ずつの算定となります。

★料金詳細

●介護保険施設サービス費（保険給付の利用者負担分／1日あたり）

※月ごとに料金の変動があります。ご了承ください。

① 基本型

② 加算型（40～59点） ※在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）34単位が加算されます。

負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	908円	959円	1,028円	1,087円	1,144円
2割	1,816円	1,917円	2,056円	2,174円	2,287円
3割	2,724円	2,875円	3,084円	3,261円	3,431円

③ 在宅強化型（60～69点）

④ 超強化型（70点～） ※在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）46単位が加算されます。

負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	959円	1,041円	1,110円	1,172円	1,235円
2割	1,917円	2,082円	2,220円	2,344円	2,470円
3割	2,875円	3,123円	3,329円	3,516円	3,705円

※算定要件

区分	超強化型	在宅強化型	加算型	基本型
在宅復帰・在宅療養支援等の指標	70点以上	60点以上	40点以上	20点以上
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり
リハビリテーションマネジメント			要件あり	要件あり
地域貢献活動			要件あり	要件なし
充実したリハビリテーション			要件なし	

※在宅復帰・在宅療養支援などの指標

①在宅復帰率	50%超 20点	30%超 10点	30%未満 0点
②ベッド回転率	10%以上 20点	5%以上 10点	5%未満 0点
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10点	10%以上 5点	10%未満 0点
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10点	10%以上 5点	10%未満 0点
⑤居宅サービス実施数	3サービス 5点	2サービス (訪問リハ含む) 3点	2サービス 1点
⑥リハ専門職の配置割合	5以上 (PT,OT,ST いずれも配置) 5点	5以上 3点	3以上 2点
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5点	2以上 3点	2未満 0点
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5点	35%以上 3点	35%未満 0点
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5点	5%以上 3点	3%未満 0点
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5点	5%以上 3点	5%未満 0点

●居住費・食費（1日あたり）

費目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費（ユニット型個室）	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,570円

食事代 1,570円（朝食 440円、昼食 560円、夕食 500円、おやつ 70円）は 1食ずつの算定となります。
 ※居室と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載された負担限度額となります。

※入所時間や退所時間の変更、外出等で、食事をキャンセルする場合は、サービス利用日の前日 10時までに事業者まで申し出てください。10時までに申し出のない場合は、いかなる理由であっても翌日の3食分（外出の場合はその時間帯の食事分）の金額をお支払いいただきます。

●特別な室料（1日）

費目	金額
ユニット型個室（テレビ・冷蔵庫配置）	4,400円（税込）

※居住費とは別にお支払いいただきます。尚、外泊時にも室料をいただくこととなります。

●加算利用料

費目		負担割合			内容の説明
		1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日	24円	48円	72円	以下のいずれかに該当する場合 ①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日	20円	40円	59円	直接介護を提供する職員のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日	7円	13円	20円	以下のいずれかに該当する場合 ①介護福祉士が50%以上 ②勤続7年以上の介護職が30%以上 ③常勤職員75%以上
夜勤職員配置加算	1日	27円	53円	79円	入所者の数が20またはその端数を増すごとに、1以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合
個別リハビリテーション実施加算	1回	262円	524円	785円	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	1日	37円	74円	111円	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が40点以上である場合（加算型）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	1日	51円	101円	151円	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が70点以上である場合（超強化型）
送迎加算	1回	201円	401円	602円	利用者自宅から、当事業所までの送迎を、行き、帰りに行った場合
重度療養管理加算	1日	131円	262円	393円	要介護4又は要介護5の利用者で、別に厚生労働大臣が定める状態（常時頻回の喀痰吸引、胃瘻、人工腎臓、呼吸器、ストーマ、褥瘡処置など）にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合
療養食加算	1食	9円	18円	27円	医師の発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合に加算されます。
緊急時治療管理加算	1日	564円	1,129円	1,693円	緊急医療の必要時、施設で応急的な治療管理を行った場合（1月1回3日を限度）

特定治療	やむを得ない事情により施設で行われた特定の処置や手術等について、診療報酬に準じて算定されます。				
緊急時短期入所受入加算	1日	98円	196円	294円	やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅介護者に対して居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員がその必要性を認め、緊急に短期入所療養介護が行われた場合に算定（7日を上限）
若年性認知症利用者受入加算	1日	130円	261円	392円	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行なうこと
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	218円	436円	654円	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した物に対し、利用を開始した日から起算して7日を限度とし算定 ※若年性認知症利用者受入加算を算定している場合は算定できない
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日	4円	9円	12円	入所者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを、利用者の数が20人未満である場合は1以上、利用者の人数が20人以上である場合は、1に、利用者の人数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施。他の職員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催した場合算定する。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日	5円	13円	16円	認知症の介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施。 施設における介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している場合に算定する。
総合医学管理加算(利用中7日を限度)	1日	300円	600円	900円	医療ニーズのある利用者を受け入れるにあたって、以下の要件をすべて満たしている場合 ア) 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、処置等を行っている イ) 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載している ウ) かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行っている
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に、1ヶ月において算定した単位数×39/1000×10.9円を算定（利用者負担は1割または2割または3割）				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	技能・経験のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善に努めている場合に、1ヶ月において算定した単位数（介護職員処遇改善加算を除く）×21/1000×10.9円を算定（利用者負担は1割または2割または3割）				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	技能・経験のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善に努めている場合に、1ヶ月において算定した単位数（介護職員処遇改善加算を除く）×17/1000×10.9円を算定（利用者負担は1割または2割または3割）				

介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等に使用するための加算であり、1ヶ月において算定した単位数（介護職員処遇改善加算を除く）×8/1000×10.9円を算定（利用者負担は1割または2割または3割）				
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費 （日帰りショート）	3時間 ～ 4時間	709円	1,417円	2,126円	在宅において生活しており、難病等を有する重度者又はがん末期の利用者に対してサービスを提供した場合
	4時間 ～ 6時間	990円	1,979円	2,970円	
	6時間 ～ 8時間	1,383円	2,766円	4,148円	

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じる事があります。

◆その他の利用料

費目	金額	適用
行事費	実費	観劇、映画鑑賞等の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種等に係る費用で、希望により実施された場合にお支払いいただきます。
日常生活費	1日85円（税込）	ティッシュペーパー、ペーパータオル、除菌ケアタオル、皮膚保湿剤
文書料	3,300円（税込）	診断料などの文書を発行した場合にお支払いいただきます。その他内容に応じて、料金をいただく場合があります。
複写物	白黒：10円（税込）/1枚 カラー：50円（税込）/1枚	介護記録の開示請求等の際に枚数に応じて、お支払いいただきます。
理美容代	実費	利用希望された場合にお支払いいただきます。
嗜好品費	1日35円（税込）	嗜好飲料の提供を希望される場合にお支払いいただきます。
教養娯楽費	1回500円（税込）	クラブ活動への参加を希望される場合にお支払いいただきます。